

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針のフォローアップ結果(案)

資料5-2

- ※「S」：対処方針の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの。
- 「A」：対処方針のとおり検討や論点整理が行われたもの。
- 「B」：対処方針のとおり検討や論点整理が行われていないもの（一部措置済も含む）。
- 「C」：対処方針では事案そのものの解決が求められていたものの、解決していないもの。
- 「-」：「一部措置済」、「未措置」等の評価ができないもの。

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
1	政府統計データの活用	<p>・総務省及び各統計所管府省は、正確な統計情報を得ることを第一としつつ、政府の保有する統計情報の二次的利用を推進する方策を早期に検討・実施する。＜平成23年度中に検討、結論＞</p> <p>なお、検討にあたって考慮すべきポイントは以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次的利用の目的範囲を、学術目的以外にも拡大(総務省) ○二次的利用できる統計数の増加、例えば、匿名化の技術的難易度が低いオーダーメード集計や匿名度の高い匿名データなど、できるものから順次提供を開始。(各統計所管府省) ○匿名化技術の開発(各統計所管府省) ○二次的利用拡大に伴うトラブル発生を想定した事後対策の整備含む二次的利用に対する国民の不安解消、理解増進(総務省) ○二次的利用申出手続きの簡素化、データ提供の迅速化(総務省、各統計所管府省) ○オーダーメード集計、匿名データのオンラインによる提供(総務省で制度設計、各統計所管府省で実施) ○安全性の確保を鑑みつつ、オンサイトでオンデマンド加工を可能とする環境を整えてオンデマンド集計を可能にする。(総務省) 	総務省 各統計所管府省	<p>○有識者から構成される「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、対処方針に記載のある匿名化技術の開発及びオンサイト利用に関する仕組みの整備をはじめとする検討にあたって考慮すべきポイントを踏まえ、諸外国における二次的利用の現状に関する調査結果及び民間シンクタンクへのヒアリング結果等についての議論など、調査検討を行い、平成24年3月27日に平成23年度報告書骨子(案)をとりまとめた。</p> <p>○上述の研究会での検討を踏まえ、統計情報の二次的利用の推進の観点から、平成24年度において、以下の取り組みを実施することとなった(現在可能な取り組みから順次実施している)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府統計データをワンストップで提供する「政府統計の総合窓口(e-Stat)」について、GIS機能の強化等の充実を図る(総務省)。 ・統計データの利用目的の範囲拡大については、個人・企業の秘密保護に配慮しつつ、引き続き検討することとし、個人情報漏えいのリスクがなく地域情報の欠損が少ない擬似マイクロデータについて研究を進めるとともに、その制度上の位置づけについて検討を行う(総務省)。 ・適切なオンサイト利用の実現に向けて、セキュリティ対策などの技術要件などを明確にするオンサイト利用に関するガイドラインを整備する(総務省)。 <p>○なお、匿名化の技術的難易度が低いオーダーメード集計や匿名度の高い匿名データなど、提供可能なものから順次提供を開始した(平成23年度に、オーダーメード集計については3調査、匿名データについては2調査を追加)(各統計所管府省)。</p> <p>○今後、引き続き、二次利用拡大に向けた検討を行い、順次利用拡大等を実施する。(総務省・各統計所管府省)</p>	A

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
		<p>・ オンライン手続所管府省は、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に基づき、本人確認方法を含めた認証方式が、書面での手続と比較し過度に厳密な安全性を要求している等オンライン利用における脅威に対するリスクの影響度の観点から合理的かどうかについて、システムの開発・更改・改修時までには再点検を行い、内閣官房、総務省は、必要に応じてフォローアップを行う。</p>	内閣官房 (NISC)	<p>オンライン手続所管府省が「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」(平成22年8月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成23年度に実施した再点検の結果につき、その適切さを確保し、専門的知見を有する者より助言等を求めるため、「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議」を開催。(具体的には、総務省の無線局免許申請及び無線局再免許申請システムの最適化計画の改定及び国土交通省の特殊車両オンライン申請システムの改修にあたっての再点検の結果について実施)。</p>	A
			内閣官房 (IT担当室)・総務省	<p>「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月IT戦略本部決定)に基づき、各府省における重点手続(71手続)に係る業務プロセス改革計画の策定に当たり、オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し等の検討、取組状況の確認を行った。引き続き、内閣官房情報セキュリティセンターと連携し、各手続所管府省の検討、取組状況について、フォローアップを実施。</p>	A
			総務省	<p>○無線局免許申請及び再免許申請について、平成23年度はシステム更改・改修時期ではなかったが、同手続を対象とする「電波監理業務の業務・システム最適化計画」の改定に当たり、再点検を実施。 ○再点検の結果に関し、その適切さを確保するため「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議」にて専門的知見を有する者より助言を得、現時点では保証レベルを下回っている一部リスクについてこれを受容することとし、本判断について「各府省情報統括責任者(CIO)補佐官連絡会議」に報告した。 ○他のシステムについては、システムの更改期等を捉えて今後も再点検を実施予定。</p>	A
			国土交通省	<p>○特殊車両オンライン申請システムについて、平成23年度のシステム改修に当たり、再点検を実施。 ○再点検の結果に関し、その適切さを確保するため「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議」にて専門的知見を有する者のチェックを受け、電子署名が不要であることを確認した。この結果を受け、平成24年5月に電子署名による認証方式からID・パスワード方式に変更予定。 ○他のシステムについては、更改期等を捉えて今後も再点検を実施予定。</p>	A
			法務省	<p>○登記・供託オンライン申請システムについて、平成23年度はシステム更改・改修時期ではないことから再点検は実施していない。 ○システムの更改期等を捉えて今後再点検を実施予定。</p>	—

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
2	書面を要する 手続き・事務全 般の電子化		財務省	○政府借入金入札システム及びe-Taxについて、平成23年度はシステム更改・改修時期ではないことから再点検は実施していない。 ○今後、前者は、平成27年度、後者は平成28年度にシステム更改を予定しており、この時期までに再点検を実施予定。	—
			厚生労働省	○ハローワーク、労働保険、社会保険のシステムについて、平成23年度はシステム更改・改修時期ではないことから再点検は実施していない。 ○システムの更改期等を捉えて今後再点検を実施予定。	—
			農林水産省	○採捕数量等の報告システムについて、平成23年度はシステム更改・改修時期ではないことから再点検は実施していない。 ○システムの更改期等を捉えて今後再点検を実施予定。	—
			経済産業省	○産業財産権出願関連手続、経済産業省汎用電子申請システム、PRTR届出システム、工業標準策定システムについて、平成23年度はシステム更改・改修時期ではないことから再点検は実施していない。 ○システムの更改期等を捉えて今後再点検を実施予定。	—
			金融庁	○電子申請・届出システム及び金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムについて、平成23年度はシステム更改・改修時期ではないことから再点検は実施していない。 ○今後、両システムについて、平成25年度にシステム更改を予定しており、この時期までに再点検を実施予定。	—
			内閣官房 内閣法制局 人事院 内閣府 宮内庁 警察庁 消費者庁 公正取引委員会 外務省 文部科学省 環境省 防衛省	(対象となるオンライン手続きが無い場合、対処無し)	—

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
3	行政機関が保有する情報の再提出不要化	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、公的個人認証サービス(JPKI)における署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加について、社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度との整合性を図りつつ、制度改正等に取り組む。また、上記の公的個人認証サービス(JPKI)の改良の検討を踏まえて、政府認証基盤(GPKI)の機能の改良に関しても、必要に応じて検討する。 	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障・税番号制度の導入に向け、マイナンバー法案及びその関連法案を第180回通常国会に提出し、同法案に公的個人認証サービス(JPKI)における署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加について盛り込んでいる。 ○政府認証基盤(GPKI)の機能の改良については、現在検討中である公的個人認証サービス(JPKI)の改良について、その検討結果に基づき、必要に応じて検討を行う予定。 	A
		<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房は、総務省及び経済産業省の協力を得つつ、書面に代えて電磁的な手段により行う通知、確認、文書の保存等について、安全かつ利便性の高い方法により行うことを可能とするため、技術面、制度面の課題の整理と検討を行う。＜平成23年度中に実施＞ 	内閣官房(IT担当室)	<ul style="list-style-type: none"> 書面を要する手続き・事務全般を電子化するにあたっての要求事項、技術面、制度面の課題の整理、電子化を普及促進するための対応策の調査・検討を実施。 	A
		<ul style="list-style-type: none"> 申請者との対面による確認や現物性が不可欠な手続を除き、行政が保有する情報については原則再提出を不要化するという前提に立って、法令・ガイドラインの改正、解釈・運用の統一化等を行う。 そのために、内閣官房を中心に、社会保障・税に関わる番号制度や国民ID制度の検討に合わせて、行政機関間の情報連携の障害となる制度や運用の実態を洗い出し、通則法の制定や政府CIOの設置を視野に入れて、個人情報保護しつつ情報連携を実現するための制度の整備等について検討を行う。＜平成23年度中に検討、結論＞ また、行政機関間の情報連携による添付書類の省略、申請・届出等手続の簡素化について、費用対効果等を考慮しつつ、通則法の制定を視野に入れて、組織・手続横断的な法令改正を含めた対応策について検討を行う。＜平成23年度中に検討、結論＞ 行政機関間における登記情報を始めとする行政機関が保有する情報の連携については、内閣官房を中心に、行政機関間の情報連携による添付書類の省略、申請・届出等手続の簡素化に関する検討と一体的な法令改正を含めた対応策について検討を行う。＜平成23年度中に検討、結論＞ 	内閣官房(IT担当室)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障・税番号制度において、個人情報保護を考慮しつつ行政機関等間の情報の授受を可能とするための仕組みについて、有識者で構成される「個人情報保護ワーキンググループ」及び「情報連携基盤技術ワーキンググループ」において制度面・技術面からの検討を行い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(以下、「マイナンバー法案」という。)及び関連法案を第180回通常国会に提出。 ○マイナンバー法案中に、添付書類削減等が可能となるよう、行政機関等間で情報の授受を行う具体的な事務等や、個人情報保護法等の代替規定なども盛り込んだ。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 登記所間での登記情報の共有化と添付書類の省略については、法務省が、引き続き業務プロセスの見直しに伴う問題点の洗い出しを進め、法令改正を含めた対応策について検討し、実施する。＜平成23年度中に検討、結論＞ 	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ○登記所間での登記情報の共有化については、その具体的な対応策について検討中。 ○添付書類の省略の実施のためには、不動産登記令及び不動産登記規則等を始めた法令の改正が必要となることから、平成24年度中に本検討結果を踏まえ、これらの具体的な改正案を取りまとめる予定。 ○これと同時に、添付情報の省略を実施するために最低限必要なシステム機能の開発について、費用対効果にも配慮しつつ、その予算の確保に努め、システムの対応が可能となる時期に合わせて、添付情報の省略を実施予定。 	B		

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
4	戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房、法務省、総務省は、コンビニでの戸籍関係証明書の交付サービスについて、費用対効果等を踏まえつつ、制度面、技術面の課題について検討を進める。＜平成23年度中に検討、結論＞ 	内閣官房(IT担当室) 総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○コンビニでの戸籍関係証明書の交付サービスを、一部の自治体において平成24年1月11日より開始。 ○サービスの拡大については、法務省において整理した検討結果を踏まえつつ、引き続き検討を進める。 ○導入自治体の拡大に向け、自治体への働きかけを引き続き実施予定。 	B
			法務省	戸籍制度上、戸籍関係証明書を発行する際に必要となる本人確認について検討を実施し、地方公共団体側のスキームとして、地方公共団体の条例等によって制度的な手当がされれば対応可能であるという見解を整理。	B
5	個人情報保護法ガイドライン 共通化	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護ガイドラインについて、以下の対応を実施する。 ○消費者庁は、関係省庁連絡会議等を活用しつつ、ガイドライン共通化の取組の現状や効果等の把握に努める。また、共通ガイドラインを作成した場合の影響・効果等についても検証する。＜平成23年度中措置＞ ○個人情報保護ガイドラインを所管する各省庁(以下、各省庁)は、現時点でガイドライン共通化の取組に基づく見直しを行っていないガイドラインについて、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」(平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、必要な措置を講ずる。消費者庁においても、この関係省庁連絡会議申合せの再徹底を図る。＜平成23年度中措置＞ ○各省庁は、必要に応じQ&Aや事例集等の充実を図るなど、社会情勢の変化に対応できるようにする。＜平成23年度以降＞ 	消費者庁	消費者庁は、平成23年度末時点における各府省庁のガイドライン共通化の取組の現状等について調査するとともに、共通ガイドラインを作成した場合の影響・効果等について、各府省庁から意見聴取を行い、「共通ガイドライン」の新たな作成には慎重な検討が求められるとする検証を実施。	A
			個人情報保護ガイドラインを所管する各省庁	<p>個人情報保護ガイドラインを所管する各省庁による、ガイドライン共通化の取組に基づく見直しを行っていないガイドラインについて、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」に基づく、共通化の取組については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外務省 平成24年4月2日措置済み。 ○文部科学省 平成24年3月29日措置済み。 ○厚生労働省 平成24年5月14日に1つのガイドラインについて措置済み。平成24年7月に1つのガイドラインについて措置予定。また、平成24年度中に1つのガイドラインについて措置予定。さらに、5つのガイドラインについて社会保障・税番号制度の導入と合わせて、また、2つのガイドラインについて労働者派遣法改正案の施行に合わせて措置予定。 ○経済産業省 1つのガイドラインについて24年度中に関係企業向けアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて25年度中には少なくとも必要な措置をする予定。 ○国土交通省 平成24年3月30日に1つのガイドラインについて措置済み。また、平成24年7月までに1つのガイドラインについて措置予定。さらに、2つのガイドラインについて労働者派遣法改正案の施行に合わせて措置予定。 ○防衛省 平成24年7月に1つのガイドラインについて措置予定。 	B
			消費者庁	消費者庁は、平成23年8月31日、「個人情報保護関係省庁連絡会議幹事会」において、各省庁に対し、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」に基づき、ガイドラインの共通化を行うよう、再徹底を図った。	A

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
			各省庁	国土交通省において、1つのガイドラインについて事例集等を充実。	B
		<p>・関係府省は、個人情報保護体制について、以下の検討を行う。 <平成23年度以降> ○現在、消費者委員会個人情報保護専門調査会で行われている、法改正も視野に入れた問題点についての審議の結果を踏まえ、消費者庁及び各省庁は検討に着手する。 ○今後の個人情報保護に関連する規制や施策を実行する際には、関係府省は、法の精神である「個人情報の有用性と保護のバランス」を実現するために、過度な規制によって有用性が損なわれていないか、事前及び事後の状況を確認し必要に応じて修正するようにする。 ○また、今後の個人情報保護に関連する規制や施策を実行する際には、関係府省は、国民の利便性を担保できるように留意して実施するようにする。</p>	消費者庁及び各省庁	<p>○平成23年7月に「消費者委員会個人情報保護専門調査会」において取りまとめられた「個人情報保護専門調査会報告書～個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題～」が同年8月26日に消費者委員会に提出され、消費者委員会において「消費者委員会は、本報告書で指摘された検討課題については何れも重要な課題と考えており、今後これらの課題をとりまく状況の推移を見つつ、次期の委員会においても優先的に解決すべき課題等を抽出し、引き続き検討を進める必要があると認識している。」とされた。消費者庁及び各省庁は、引き続き、消費者委員会における検討に協力する。 ○消費者庁及び関係省庁は、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなど、いわゆる「過剰反応」に対し様々な取組を実施しており、その取組をさらに進めることで、「個人情報の有用性と保護のバランス」を実現し、また、国民の利便性を担保できるようにする。 ○なお、第180回通常国会に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」が提出されており、同法律案では番号の利用により社会保障・税・防災分野において個人情報の有用性を高める一方で、個人番号を含む個人情報について、その特性を踏まえ、必要となる様々な保護措置を講じている。</p>	B
6	著作権制度の整備(フェアユース)	<p>・文部科学省は、今後の著作権制度の検討においては、権利者の経済的利益を不当に侵害しない範囲において、情報通信分野におけるイノベーションを阻害しないような権利制限規定を設けるべきか否かについて検討を行う。また、検討を行う際には、権利者や有識者のみならず情報通信分野でどのようなサービスが提供されているか、将来どのようなサービスが提供されるかについて十分な知見を持つ者を含めて今後とも精力的な検討を行う。</p>	文部科学省	<p>○平成23年1月の文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、平成24年3月、いわゆる「権利制限の一般規定」や平成24年1月に取りまとめられた国立国会図書館からの送信サービスに係るまとめの内容を含む著作権法の一部改正案を第180回通常国会に提出。 ○今後とも、引き続き、情報通信分野におけるイノベーションを阻害しないような著作権制度の在り方について、文化審議会著作権分科会において検討を行う。</p>	B
7	償却資産税申告の電子化	<p>・総務省は、地方公共団体に対して地方税の電子申告の導入促進を一層、働きかけていくとともに、利用者への利用促進についても働きかけを行う。<平成23年度以降引き続き措置></p>	総務省	<p>○地方公共団体に対して、eLTAXの運用費用に対する普通交付税措置を講じ、地方税の電子申告の導入促進に向け、働きかけを行った。 ○利用者に対しても、地方公共団体を通じて、個人・事業所におけるeLTAXの利用促進に向け、働きかけを行った。 (償却資産の固定資産税の電子申告が可能な自治体は、平成24年4月時点において1,187市町村(全市町村の約7割)、前年同期比約2割(191市町村)増加)。 ○今後とも、引き続き、地方公共団体の導入促進や利用者の利用促進に向け、働きかけを行う。</p>	A

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
8	納税告知書等の電子的方法による通知	<p>・オンラインによる処分通知等は、行政手続オンライン化法により、処分通知等を受ける者の使用に係るコンピュータに備えられたファイルへの記録がされた時に、意思表示が到達したものとみなすこととされている(到達主義の原則)が、各個別システムの特質や情報通信技術の進展等により、この状態を作り出せるのであれば、「ファイルへの記録がされた状態」を「利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロード」等する行為に限定するものではない。</p> <p>手続を所管する総務省及び財務省は、「新たな情報通信技術戦略」に基づく各種施策の検討状況、納税告知書等の性質、費用対効果等を踏まえつつ、納税告知書等の電子的な通知方法について、今後継続的に検討する。</p> <p>なお、実現に当たっては、利用者の利便性向上(納付等に係る民間との連携を含む)、行政事務の効率化等の観点も十分に考慮する。＜平成23年度以降検討開始＞</p> <p>また、総務省は、手続所管府省からの同法への適合性等の照会には、速やかに見解を示すとともに、必要に応じて取りまとめ、各府省へ情報提供する。＜適宜実施＞</p>	総務省	これまで、手続所管府省から総務省に対して、行政手続オンライン化法との適合性について左記観点からの照会は受けていない。	-
			総務省 財務省	納税告知書等の電子的方法による通知については、今後、情報通信技術の進展等により、処分通知等を受ける者の「コンピュータのファイルに記録された状態」がダウンロード以外の方法により作り出せることが可能となった場合には、納税告知書等の性質、費用対効果等を踏まえつつ、納税告知書等の電子的方法による通知について検討予定。	-
9	航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化	<p>・国土交通省は、書面に代わる電磁的な手段に係る課題の整理・検討結果や行政機関間における保有情報の共有の進展状況を踏まえ、航空機登録申請手続きの簡素化を検討する。＜関係する項目の対処方針が措置された後に検討開始＞</p>	国土交通省	今後、関係する項目の対処方針の措置状況を踏まえ、航空機登録申請手続きの簡素化について検討予定。	-
10	特定原産地証明書の電子発給による貿易の円滑化	<p>・経済産業省は、輸入国に対する特定原産地証明情報の電子的提供が可能となるシステムを整備する。＜平成23年度中に措置＞</p>	経済産業省	輸入国に対する特定原産地証明情報の電子的提供が可能となるシステムを平成24年3月に整備。	A
		<p>・経済産業省は、特定原産地証明書の電子発給に係る経済連携協定やその運用規定等の改正については、相手国における運用の可否を踏まえて、早期に国際交渉を実施する。</p>		特定原産地証明書の電子発給に係る経済連携協定やその運用規定等の改正については、上記システムの効果を見極めた上で、国際交渉を実施予定。	B
11	輸出入・港湾関連手続きシステム(次世代シングルウィンドウ)の利便性向上及び利用促進	<p>・財務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省は、引き続き、輸出入手続きの一元化、簡素化等を進め、利便性の向上を図る。＜平成23年度以降継続実施＞</p>	財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	シングルウィンドウの更なる利便性向上のため、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)に、関連省庁システム(動物検疫システム(ANIPAS:農水省所管)、植物検疫システム(PQ-NETWORK:農水省所管)、食品衛生手続システム(FAINS:厚生省所管))を統合する方向で関係省庁の間で協議を行い、平成25年10月(ANIPAS及びPQ-NETWORK更改のタイミング)に統合予定。	A

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
12	雇用保険被保険者離職証明書(離職者の電子署名省略)	・厚生労働省は、利用者の利便性を確保しつつ、電子署名を用いずに離職者本人が離職証明書(離職票)の内容を確認したことを担保する方法について検討を進める。〈平成23年度中に予定されているオンライン申請の開始時期までに検討〉	厚生労働省	離職票の交付を伴う雇用保険資格喪失届の電子申請にあたっては、離職証明書の内容を確認したことについて離職者本人の電子署名を用いなくても必要事項を記載した資料を添付することで対応可能とし、平成23年11月28日より実施している。	S
13	自動車登録のワンストップサービスの拡充	・国土交通省、総務省、財務省、警察庁は、自動車登録のワンストップサービスの抹消・移転登録手続等への拡大に引き続き取り組む。〈平成24年度までに検討、措置〉 ・総務省は、ワンストップサービスの手続拡大の検討を踏まえ、行政書士法施行規則第20条の改正の必要性について検討する。	国土交通省 総務省 財務省 警察庁	○自動車保有関係手続のワンストップサービスにおいては、対象手続を抹消・移転登録手続等へ拡大することに関して、平成24年度以降段階的に取り組むこととしており、関係省庁等が連携しつつ取り組んでいる。 ○例えば、国土交通省において、OSS推進警察協議会及びOSS都道府県税協議会と連携し、必要なシステムの仕様を検討するなどの取り組みを実施。 ○引き続き、総務省において、ワンストップサービスの手続拡大の検討状況を注視し、その検討を踏まえ、行政書士法施行規則第20条の改正の必要性について検討する。	B
14	公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加	・総務省は、公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加について、社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度との整合性を図りつつ、制度改革等に取り組む。	総務省	社会保障・税番号制度の導入に向け、マイナンバー法案及びその関連法案を第180回通常国会に提出し、同法案に公的個人認証サービス(JPKI)における署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加について盛り込んでいる。	A
15	電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和	・総務省、法務省及び経済産業省は、法人が電子証明書を利用する場合の利用申込者の真偽の確認方法について要望を把握し、新たな方法を認めることが可能かを検討する。〈平成23年度中に検討開始〉	総務省 法務省 経済産業省	○有識者で構成する「電子署名法研究会」を開催し、法人が電子証明書を利用する場合の利用申込者の真偽の確認方法について検討を行い、検討結果を報告書として取りまとめた。 ○今後、同研究会の報告等を踏まえ、施行規則等の改正を視野に入れ対応策を検討予定。	B
16	住民税特別徴収関連手続全般の電子化及び窓口の一本化	・総務省は、地方公共団体に対して地方税の電子申告等の導入促進を一層、働きかけていくとともに、利用者への利用促進についても働きかけを行う。〈平成23年度以降引き続き措置〉	総務省	○地方公共団体に対して、eLTAXの運用費用に対する普通交付税措置を講じ、地方税の電子申告の導入促進に向け、働きかけを行った。 ○利用者に対しても、地方公共団体を通じて、個人・事業所におけるeLTAXの利用促進に向け、働きかけを行った。 (eLTAXを通じた給与支払報告書の提出に対応している地方自治体は、平成24年4月時点において1,249市区町村(全市区町村の約7割)、前年同期比約2割(192市町村)増加)。 ○今後とも、引き続き、地方公共団体の導入促進及び利用者の利用促進に向け、働きかけを行う。	A

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
17	廃棄物処理法上の行政手続きの電子化	・廃棄物処理法に基づく許可申請手続に係る申請様式及び添付書類については、既に廃棄物処理法施行規則において法定書類が定められているが、自治体によっては独自の判断により、それぞれの条例等により別途追加的な内容を求めていることから、環境省は、これらの自治体に対し、引き続き法定の申請様式及び添付書類の使用について周知徹底する。＜平成23年度中措置＞	環境省	○事務連絡「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」(平成23年3月31日付)及び全国都道府県及び政令指定市等環境担当部局長会議(平成24年1月30日開催)において、法定書式及び法定添付書類の遵守について、各自治体に対し、改めて周知徹底を図った。	A
18	自治体情報システムの統合・集約化	・総務省は、有識者懇談会での議論を踏まえて自治体クラウドの全国展開に向けた施策を推進する。＜平成23年度以降取り組み＞	総務省	○有識者懇談会での議論を踏まえ、有識者から構成される「自治体クラウドの円滑なデータ移行等に関する研究会」を開催し、自治体クラウドにおける円滑なデータ移行等に関する全国展開に向けた取組として、データの標準的な表現形式の構築や自治体外字の実態調査等を実施し、成果を公表予定(平成24年6月末公表予定)。 ○また、クラウド環境において、団体間の円滑な業務データ連携が実現できる環境を整備するため、連携データ項目や連携機能・方式等についても検討し、成果を公表(平成24年5月17日公表)。 ○さらに、平成23年度より、クラウド導入に向けた共同化の計画策定及びデータの移行に要する経費について、特別交付税による措置を平成23年度より創設し講じている。 ○今後とも、引き続き、全国展開に向け、自治体の取組の障害となる事柄についての調査研究等を実施する予定。	A
19	旅費業務に関する関係法令等改正による旅費業務の簡素化	・内閣官房を中心に、官民合同実務家タスクフォースの場において、旅費業務の簡素化、旅費業務にかかるコストの節減に向けた検討を引き続き行い、標準マニュアルの改定を行う。＜平成23年度中に検討、措置＞	内閣官房(IT担当室)	○旅費業務の簡素化及びコスト削減に資するため、平成24年1月17日に、「旅費業務標準マニュアル」を改定し、パック商品、チケット手配等のアウトソーシング仕様書の改定等を盛り込んだ。 ○今後とも、引き続き、アウトソーシング促進施策、旅費業務の簡素化等に向け、検討予定。	A

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
20	インターネット官報の無料公開	・内閣府は、電子署名が付されている平成15年7月15日以後の官報データを『インターネット版「官報」』として公開する方向で印刷局と協議し、検討する。＜平成23年度中に検討、結論＞	内閣府	○インターネット版「官報」については、国立印刷局が30日間分の官報掲載内容をPDFファイル形式でインターネットにより無料公開しているところがあるが、個人情報に配慮する必要がある法律、政令等については、1ヶ月経過後の公開を継続することとした(本年6月より開始)。 ○なお、個人情報保護の観点から、公開するPDFデータの形式を変更し、インターネット上において検索できないようにするとともに、第三者の権利利益を侵害する行為を禁止する等の利用規約を国立印刷局のサイトに新たに掲載した。 ○今後、平成24年度にシステム改修に係る調達、データ整備等を行った後、平成25年度以降に法律、政令等について、平成15年7月15日以後のデータを順次公開期間を拡大する予定。 ○また、インターネット版「官報」の公開の在り方については、今後の運営状況等を勘案しながら検討予定。	B
21	自動車関連情報の参照(自動車に関する履歴情報の集約システム化)	・個人情報の保護に留意しながら、警察庁が保有する事故情報と、国土交通省が保有する初年度からの自動車登録情報、リコール情報に関して、一元管理・公開の可能性について、警察庁と国土交通省の両省が協議のうえ、連携して検討を行う。＜平成23年度中に検討、結論＞	警察庁 国土交通省	警察庁と国土交通省において協議を行った結果、対応困難であるとの結論を得た。 (理由) 自動車関連情報を集約・一元管理し、公開することについては、自動車の諸情報を集約・管理することの是非を含め個人情報保護の観点から多様な個人情報が含まれることへの国民的な理解の必要性等について慎重な検討が必要であるとともに、情報の取得や管理等に係る技術的課題が多く、対応は困難である。	C
22	住基情報の活用範囲の拡大	・住民基本台帳の情報の民間利用については、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要であり、現状においては、困難である。 ・総務省は、社会保障・税に関わる番号制度の検討の結果を踏まえて、住基ネットの本人確認情報の利用範囲について慎重に検討する。	総務省	社会保障・税番号制度の導入に向け、マイナンバー法案及びその関連法案を第180回通常国会に提出し、同法案の中で、住民基本台帳法を一部改正し、住基ネットの本人確認情報の利用事務及び機関等の拡大について盛り込んだ。	A
23	交通情報提供事業に関する提供範囲の拡大	・警察庁及び国土交通省は、交通情報提供事業者の要望に応じて、交通情報提供事業者へ提供する交通情報の範囲の拡大を検討する。＜平成23年度以降検討開始＞	警察庁	交通情報の内容を充実させるため、交通情報の提供が可能な対象路線の拡大について、国土交通省と連携しつつ検討を行っている。	A
			国土交通省	道路管理者の保有する道路画像や気象情報(雨情報・雪情報等)を、情報提供事業者へ提供開始(平成23年12月1日)し、道路交通情報の提供範囲を拡大した。	A

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
24	遠隔医療に対するインセンティブの付与	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。＜診療報酬改定のタイミングで随時＞ ・上記検討に資するため、総務省は、厚生労働省と連携して、エビデンス・データの収集・蓄積を行う。＜平成23年度以降＞ ・厚生労働省及び総務省は、遠隔医療の普及に対する補助制度等を整備する。＜平成23年度以降＞ 	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年度において、厚生労働省と連携して、遠隔医療の有効性・安全性に関するエビデンス・データの収集・蓄積についての調査・取りまとめを実施。 ○平成23年度から実施している「被災地域情報化推進事業」において、遠隔医療の実施に必要な機器及びシステムについての補助制度を整備。 	A
			厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、順次、診療報酬の手当てについて診療報酬の改定に向けて検討。平成24年度診療報酬改定において、遠隔モニタリングによる、心臓ペースメーカー指導管理料の評価の引き上げを実施。 ○情報通信技術を活用した遠隔医療の実施は、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保につながることから、遠隔医療の設備整備に対する補助として、「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業」を実施。 	B
25	特定保健指導の遠隔指導	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省は、特定健診に基づく保健指導におけるICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談について、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。＜平成23年度中に結論＞ 	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金による研究(多様なニーズに対応するための新たな保健指導方法の開発に関する研究)により、対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の効果を検証しているところであり、検証結果を踏まえ、平成24年度中早期に結論を得る予定。	B
26	処方せんの電子化	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省は、処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。＜平成23年度中に結論＞ ・上記検討に資するため、総務省は、厚生労働省と連携して、処方せんの電子化に関する効果・課題の抽出に取り組む。＜平成23年度以降＞ 	厚生労働省	これまで、処方箋の電子化については、その利点や問題点、解決すべき課題などにつき、平成20年7月に報告書「処方せんの電子化について」としてとりまとめた。その後、新たな情報通信技術戦略の工程表(シームレスな地域連携医療の実現)等に基づき、処方箋の電子化の考え方について平成23年度中に結論を得るため検討を行い、「医療情報ネットワーク基盤検討会」(3月22日開催)において、処方箋の電子化についての考え方をとりまとめた。	A
			総務省	平成23年度からの「健康情報活用基盤構築事業」において、処方情報の電子化に関する実証を厚生労働省と連携して行い、標準技術仕様等を取りまとめ、学会等での発表を通じた、普及活動を実施。	B
		(レセプト) <ul style="list-style-type: none"> ・義務化対象範囲が一部縮小された後も、レセプトの電子化・オンライン化が進行していることを鑑み、厚生労働省は、費用対効果を考慮しつつ、引き続きレセプトの電子化・オンライン化の取り組みを推進する。＜平成23年度以降＞ 	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○更なるレセプトの電子化を進めるためには、インセンティブを付与することが重要であることから、平成24年3月請求分より、国民健康保険団体連合会を介する診療報酬の支払を対象とし、電子請求を行う医療機関等には、診療報酬の支払の早期化を実施。 ○今後とも、引き続き、レセプトの電子化・オンライン化の取り組みを推進予定。 	B

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
27	診療報酬請求及びカルテの完全電子化	(カルテ) ・厚生労働省は、電子カルテの普及のための環境整備の取り組みを引き続き推進する。＜平成23年度以降措置＞	厚生労働省	○電子カルテシステムを含む医療情報システムの導入については、医療の質の向上、医療安全の確保、医療機関間の連携等に寄与することから、その普及を推進。 ○これまで、普及のための環境整備として、標準的な用語及びコード体系の整備やセキュリティの確保対策、地域の医療機関が共同活用できる医療情報連携システムを導入するための経費の補助を実施しており、平成23年度は新たに4規格を厚生労働省標準規格として定めた。 ○今後とも、引き続き、電子カルテシステムを含む医療情報システムの普及に向けて取り組む。	B
28	医療情報の2次利用に関する規定の整備	・文部科学省及び厚生労働省は、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」については、医療情報の2次利用について、今後、対象となる患者の数の増加等による連結不可能匿名化の可能性を考慮した上で、再同意を受けずに利用することについて今後拡大を検討する。＜対象となる患者の数が一定程度増加した際に検討＞ ・厚生労働省は、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」について、被験者等が死亡し、再同意を受けることができない場合等における2次利用の可否を検討する。＜対象となる患者の数が一定程度増加した際に検討＞	文部科学省	＜遺伝子治療臨床研究に関する指針＞ ・現時点では対象となる患者の数が少ない等のため、特段の措置は講じていない。	-
			厚生労働省	＜遺伝子治療臨床研究に関する指針＞ 同上 ＜ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針＞ 同上	
29	医薬品の承認、一部変更承認及び軽微変更届における手続きの電子化	・厚生労働省は、オンライン申請に係る具体的な要望調査を実施する。＜平成23年度中措置＞ ・オンライン申請について具体的な要望がある場合は、厚生労働省は、軽微変更届等のオンライン申請化について費用対効果を検討し、オンライン申請再開の是非について、検討し結論を得る。＜平成24年度までに検討・結論＞	厚生労働省	日本製薬団体連合会に対して要望調査を実施。 (平成24年3月28日付け事務連絡により依頼。回答期限は平成24年5月15日)。	B
30	教科書のデジタル化	・文部科学省は、学校教育の情報化に関する懇談会の検討結果及び実証研究の結果を踏まえて、所要の環境整備を図りつつ、著作物のデジタル教科書・教材への掲載、学校における授業の準備や教材研究におけるデジタル教科書・教材の複製等について著作権制度に関する課題を検討するとともに、学習者用デジタル教科書の位置付けやデジタル教材との区分、これらに関連する教科書検定制度、義務教育諸学校の教科書無償給与制度等の教科書に関する制度の在り方を検討する。＜平成23年度以降検討開始＞	文部科学省	○平成23年度から、「学びのイノベーション事業」により、デジタル教科書・教材のモデルコンテンツを開発し、一人一台の情報端末や電子黒板、無線LAN等が整備された環境において、開発したモデルコンテンツを活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発等を行う実証研究を実施しているところ(～平成25年度まで)。 ○今後は、実証研究等の状況を踏まえつつ、紙媒体の教科書の在り方、学習者用デジタル教科書の位置付けやデジタル教材との区分、これらに関連する教科書検定制度や義務教育諸学校の教科書無償給与制度など教科書に関する制度の在り方、著作権制度に関する課題等について検討予定。	B

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
31	指導要録・表簿の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は、指導要録について書面の作成、保存、送付における情報通信技術の活用を推進するため、押印の省略、電子的に送付する文書のデータ形式の在り方、文書の真正性・機密性を確保するためのネットワーク環境や認証基盤の在り方等の諸課題について基本的な考え方を整理し、学校設置者等に対して周知を行う。＜平成23年度中周知＞ 	文部科学省	<p>表簿の電子化については、電子化した表簿の備え方、表簿の真正性・機密性の確保等について、表簿のうち特に指導要録等の電子化については、表簿の電子化に関する基本的な考え方に加え、押印の取扱い、電子的に送付する文書のデータ形式の在り方、ネットワーク環境や認証基盤の在り方等について、基本的な考え方を整理した「表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について」(平成24年3月29日付事務連絡)を発出し、学校設置者等に対して周知を行った。</p>	A
32	国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> 財務省は、帳簿書類の保存に関する実態(電子データによる保存及び紙ベースでの保存)を把握するとともに、業界団体等の技術面の協力を得て、電子データによる帳簿書類の保存に関する技術動向の把握を行う。＜平成23年度中措置＞ 財務省は、把握した実態や技術動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲の検討を行う。＜平成24年度以降検討開始＞ 	財務省	<p>○平成23年11月から平成24年3月にかけて、帳簿書類の保存に関する実態を把握するため、業界団体等に対しアンケートを行うとともに、電子データによる帳簿書類の保存に関する技術動向の把握のため、業界団体等に対するヒアリングを実施。</p> <p>○今後、把握した実態や技術動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係書類の範囲について検討予定。</p>	A
33	電子的な手法による労働条件の明示	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、労働者の保護・利便性に配慮した通知手段について、公労使三者構成の労働政策審議会労働条件分科会で議論・結論を得る。＜平成24年度以降検討開始＞ 	厚生労働省	<p>電子的手法による労働条件の明示は、労働者保護の観点から、関係労使団体を交えた慎重な検討が必要であると考えており、労働者の保護・利便性に配慮した通知手段に係る課題、論点の整理を平成24年度から開始する予定。</p>	—
34	匿名化された個人の情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁は、匿名化された情報の具体的な事例等について各省庁等から情報収集を行い、その成果を消費者庁から各省庁に提供する。＜平成23年度中措置＞ 個人情報保護ガイドラインを所管する各省庁は、消費者庁から提供された情報を参考に、必要に応じ手引きやQ&A、事例集等で、事業者に分かりやすいように匿名化情報の事例を示す。＜平成23年度以降措置＞ 	消費者庁 個人情報保護ガイドラインを所管する各省庁	<p>○消費者庁は、匿名化された情報の活用事例等について各省庁等から情報収集を行い、平成24年3月30日にその成果を各省庁に提供。(各府省庁が把握している匿名化情報を活用した事例:4事例、各府省庁のガイドライン等で匿名化について記述しているもの:10ガイドライン)</p> <p>○今後、各省庁は、消費者庁から提供された情報を参考に必要に応じて検討予定。</p>	B
35	プロバイダ責任制限法の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(座長 堀部政男一橋大学名誉教授)による検討結果を踏まえ、所要の措置を講じる。＜平成23年度以降措置＞ 	総務省	<p>「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」による検討において、実際の刑事事件においては悪質なプロバイダ等が摘発されており、プロバイダ等の刑事免責を規定しなければプロバイダ等が必要以上に刑事責任を負う状況ではないとの結論を得、かかる規定を新設するなどの所要の措置を講ずる必要性はないと判断した。</p>	C

項目番号	項目名	対処方針	関係府省名	具体的対処状況と今後の見通し	評価
36	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	<p>・厚生労働省は、以下の対応を実施する。</p> <p>①安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。＜平成23年度検討開始＞</p> <p>②なお、医薬品の販売・流通規制の在り方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。＜逐次実施＞</p> <p>③第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。＜逐次実施＞</p> <p>④一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証する。＜平成23年度検討開始＞</p> <p>⑤経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、上記②の断続的な検討・見直しの内容に反映する。＜平成23年度以降検討開始＞</p>	厚生労働省	<p>○安全性を確保する具体的な要件を検討するため、薬剤師等の情報提供や郵便等販売の状況等を調査しているところ。</p> <p>○その結果等を踏まえて、当面の合理的な規制の在り方について、引き続き検討を行う。</p> <p>○医薬品の販売、流通規制の在り方については、今後の環境変化に応じて検討、見直しを逐次実施予定。</p> <p>○平成22年度より、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会において、生薬製剤、漢方製剤等についてのリスク区分の見直しを開始した。</p> <p>○生薬製剤については、量的制限のある成分も含めた123生薬成分について第二類医薬品から第三類医薬品に変更すること等の薬事・食品衛生審議会の答申を受けて、平成23年9月30日にリスク区分を見直す告示を行った。同告示は、平成24年4月1日から施行されている。</p> <p>○なお、漢方製剤については、既に告示されている233処方と新たに基準が策定された30処方について見直しを行い、薬事・食品衛生審議会で、引き続き全ての漢方製剤を第二類医薬品とすることとされた。新たに基準が策定された30処方について、平成23年12月26日に告示を行い、同告示は平成24年6月26日に施行。</p> <p>○平成23年度においても、「一般用医薬品販売制度定着状況調査」事業により、薬局・店舗販売業での薬剤師等の対面販売の状況について調査を実施し、平成24年度も実施予定。</p> <p>○また、厚生労働科学研究事業で、平成23年度より、一般用医薬品の供給状況に関する調査研究を開始したところ。平成24年度以降も引き続き調査研究を実施予定。</p> <p>○平成22年7月29日から平成23年11月30日の期間に、企業又は医療関係者から報告があった副作用について、流通経路別の報告状況を整理し、平成24年3月23日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会で報告した。</p> <p>○また、企業や業界団体の協力を得ながら、流通経路別の副作用発生率や情報提供の実施状況等についても調査ができないか、平成24年度以降検討予定。</p>	B